省　令

○国土交通省令第十号

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第五条第一項第四号及び第二項並びに第十七条第一項ただし書の規定に基づき、港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令

港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　コンテナ埠頭において次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）を使用する場合は、その概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項 (ｲ)　船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能	（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） （新設）

(ﾛ)　コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能

(ﾊ)　コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能

三・四　（略）

2～6　（略）

7　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第十号及び第十二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～七　（略）

八　第一項第二号へに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システムの運用及び管理に関する契約書の写し

九～十二　（略）

（事業計画の変更の届出）

第十三条　法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　第四条第一項第二号へに掲げる事項のうち、同号へに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第十号から第十二号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

三・四　（略）

2～6　（略）

7　法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～七　（新設）

八～十一　（略）

（事業計画の変更の届出）

第十三条　法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一～七　（新設）

（事業の譲渡譲受の認可の申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書